

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案要綱

第一 漁業再建整備特別措置法の一部改正

一 題名の改正

題名を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に改めること。

（題名関係）

二 目的の改正

この法律は、漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するため、漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化、特定の業種に係る漁業についての整備の推進等の措置を講ずることにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とすること。

（第一条関係）

三 定義

この法律において「漁業経営の改善」とは、漁業者が、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいうものとする。

（第二条第一項関係）

四 改善指針

- (一) 農林水産大臣は、漁業経営の改善に関する指針（以下「改善指針」という。）を定めなければならないものとする。
- (二) 改善指針には、漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項、漁業経営の改善の内容に関する事項、漁業経営の改善の実施方法に関する事項及び漁業経営の改善に当たって配慮すべき事項を定めるものとする。
- (三) 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。
- (四) 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

（第三条関係）

五 改善計画

- (一) 漁業者及び漁業協同組合等は、単独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、その改善計画

が適當である旨の認定を受けることができるものとする。

(二) 改善計画には、漁業経営の改善の目標、経営の向上の程度を示す指標、内容及び実施時期並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載するものとする。

(三) 農林水産大臣又は都道府県知事は、(一)の認定の申請があつた場合において、その改善計画が改善指針に照らして適切なものであり、漁業経営の改善を確実に遂行するために適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(四) その他改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第四条関係)

六 資金の貸付け

農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、五の(一)の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等に対し、農林漁業金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法で定めるところにより、当該認定に係る改善計画に従い漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(第九条第一号関係)

七 漁業権の移転の特例

五の(一)の認定を受けた個人である漁業者であつて定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、当該認定に係る改善計画に従いその経営組織を変更してその者又はその者の営む当該漁業権の内容たる漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人を設立し、当該漁業権を、その内容たる漁業を営むために当該法人に譲渡する場合において、当該漁業権の免許をした都道府県知事の認可を受けたときは、漁業法第二十六条第一項本文の規定は、適用しないものとする。

(第十条関係)

八 減価償却の特例

五の(一)の認定を受けた漁業者が当該認定に係る改善計画に従い新たに取得し、又は建造した船舶については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができるものとする。

(第十一条関係)

九 報告徴収及び罰則

(一) 農林水産大臣又は都道府県知事は、五の(一)の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等に対し、改善計画の実施状況について必要な報告を求めることができるものとする。

(第十五条第一項関係)

(二) 罰則に関し所要の規定の整備を行うこと。

(第十六条関係)

十 中小漁業構造改善計画制度の廃止

中小漁業構造改善計画制度を廃止すること。

(旧第四条及び第五条関係)

第二 農林漁業金融公庫法の一部改正

一 農林漁業金融公庫は、漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金及び漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金の貸付けの業務を行うものとするほか、所要の規定の整備を行うこと。

(第十八条第一項第五号の四及び第五号の五並びに別表第二の第四号関係)

二 沿岸漁業構造改善事業推進資金を廃止すること。

(第十八条第三項及び別表第二の第二号関係)

第三 中小漁業融資保証法の一部改正

一 漁業信用基金協会は、第一の五の(一)の認定に係る改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等に対しその経営の改善に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対して当該貸付けに必要な資金の供給を行うものとする。

(第四条第二号関係)

二 第一の五の(一)の認定に係る改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金に係る債務の保証に係る保険関係におけるてん補率は、政令で定める協会については百分の八十、その他の協会については百分の六十とすること。
(第七十六条の二関係)

第四 その他

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案について

現 行

再 建 計 画 制 度

<支援措置>

- ・ 負債整理資金の融通

中 小 漁 業 構 造 改 善 計 画 制 度

<認 定> 大臣

<計画作成> 特定の業種に属する中小漁業者の
団体が作成

<支援措置>

- ・ 構造改善に必要な資金の融通（設備資金、短期運転資金）
- ・ 税制の特例（漁船の割増償却等）

整 備 計 画 制 度

<支援措置>

- ・ とも補償資金の融通（減船）
- ・ 政府からの就職のあっせん（減船）
- ・ 職業転換給付金の支給（減船）

改 正 後

再 建 計 画 制 度

<支援措置>

- ・ 負債整理資金の融通

漁 業 経 営 改 善 計 画 制 度

<認 定> 大臣又は都道府県知事

<計画作成> 全漁業種類を対象として漁業者等
が単独又は共同で作成

<支援措置>

- ・ 漁業権の移転の特例
- ・ 経営改善に必要な資金の融通（設備資金、短期運転資金、長期運転資金）
- ・ 税制の特例（漁船の割増償却等）
- ・ 中小漁業融資保証保険制度におけるてん補率の特例

整 備 計 画 制 度

<支援措置>

- ・ とも補償資金の融通（減船）
- ・ 漁業の休業等の実施に必要な資金の融通
- ・ 政府からの就職のあっせん（減船）
- ・ 職業転換給付金の支給（減船）